

令和5年第2回 琴浦町教育委員会定例会 日程

と き：令和5年2月20日（月）13:30～

ところ：まなびタウンとうはく 第1会議室

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

（森田委員、新田委員）

3 教育長報告

4 各課報告

5 議 事

議案第3号 琴浦町公民館条例の一部改正について

議案第4号 琴浦町生涯学習センター駅南駐車場条例の一部改正について

議案第5号 琴浦町農業者トレーニングセンター条例の一部改正について

議案第6号 高校生等通学費補助金交付要綱の一部改正について

議案第7号 琴浦町就学援助費支給に関する要綱の全部改正について

議案第8号 琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について

議案第9号 令和5年度琴浦町就学援助費支給基準について

議案第10号 令和4年度（3月定例議会）補正予算要求について

議案第11号 令和5年度当初予算要求について

議案第12号 琴浦町林原育英基金条例の一部改正について

6 報告事項

7 その他

8 閉 会

次回定例会：令和5年3月28日（火） 13時30分～

1 行事報告等

- 1月27日(金) 令和4年度市町村教育委員会委員等研修会(13:30~16:45 倉吉体文)
1月31日(火) 定例校長会(9:30~11:00)
2月1日(水) 中学生「解放」学習会閉級式(17:15~18:00)赤碕文化センター
2月2日(木) 小学生「解放」学習会閉級式(17:00~18:00)赤碕文化センター
学習会閉級式(17:15~18:30)東伯文化センター
2月8日(水) 学校給食運営審議会(18:00~19:00)
2月10日(金) 惑星コトウラ給食
2月13日(月) 町CS研修会(15:00~16:45)
2月14日(水) 人権教育講演会(19:30~21:00)
2月17日(金) 学校安全衛生委員会(15:30~16:40)
2月19日(日) 安田まちづくり協議会設立総会(13:30~15:00)
2月20日(月) 定例教育委員会(13:30~)

2 今後の予定

- 2月22日(水) 人権研修「これからの人権尊重のまちづくり」講師 川口 寿弘
2月26日(日) 町体育協会表彰式(10:00~10:30)
ふるさと大賞授賞式(11:00~12:00)
2月27日(月) 赤碕小学校創立150周年記念式典(9:30~10:30)
3月6日(月) 3月定例議会初日
3月7日(火)・8日(水) 県立高校入試
3月8日(水) 臨時教育委員会(8:30~9:30)
3月9日(木) 臨時校長会(8:30~9:40)
3月10日(金) 中学校卒業式
3月16日(木) 県立高校合格者発表
3月17日(金) 小学校卒業式(10:00~)
3月24日(金) 小・中学校修了式
議会最終日
3月25日(土) 教職員人事異動新聞発表

3 その他

- 始業式 小・中学校 4月10日(月)
入学式 小学校 4月11日(火) (10:00~)
中学校 4月11日(火) (14:00~)

令和5年2月教育委員会定例会報告

教育総務課

1. 要保護・準要保護児童生徒の認定について（別紙のとおり）
2. 校区外・区域外就学の承認について（別紙のとおり）
3. 卒業式におけるマスク着用について（鳥取県の方針）

要保護・準要保護児童生徒の認定について

次のとおり、要保護・準要保護児童生徒の認定について、琴浦町就学援助費支給に関する要綱(平成19年教育委員会訓令第1号)第6条の規定により決定しました。

【令和5年度：追加分】

新入学生用品費を令和5年3月に支給するため、令和5年度新入生のみをひとまず認定する。その他学年の申請者については、令和5年4月上旬に認定予定。

学校名	認定事由	申請者	認定	不認定
八橋小学校	児童扶養手当受給	—	—	—
	世帯収入が不安定	1人	1人	—
赤碕小学校	児童扶養手当受給	—	—	—
	世帯収入が不安定	—	—	—
船上小学校	児童扶養手当受給	—	—	—
	世帯収入が不安定	—	—	—
東伯中学校	児童扶養手当受給	1人	1人	—
	世帯収入が不安定	—	—	—
赤碕中学校	児童扶養手当受給	—	—	—
	世帯収入が不安定	—	—	—
合 計	児童扶養手当受給	1人	1人	—
	世帯収入が不安定	1人	1人	—

※保護者の職業が不安定で生活状況が悪いと認められるものは平均月収入が平均月支出の1.3倍未満の場合に認定とする。

校区外・区域外就学の承認について

次のとおり、琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)第2条第1項の規定に基づき承認しました。

【校区外就学】

番号	学年	校区外就学校	指定校	校区外就学期間	住所	認定要件	備考
1	新小1	赤碕小学校	浦安小学校	令和5年4月1日～ 令和5年7月31日	琴浦町上伊勢	(2)	新規

【区域外就学】

番号	学年	区域外就学校	指定校	区域外就学期間	住所	認定要件	備考
1	中3	赤碕中学校	米子市立湊山中学校	令和5年2月1日～ 令和5年3月31日まで	米子市目久美町	(1)	新規

【私立学校等就学届出者】

番号	学年	区域外就学校	指定校	私立学校就学年月日	住所	理由
1	新1	米子北斗中学校	赤碕中学校	R5.4.1	琴浦町大字篔簹津	私立学校等に入学が決定したため
2	新1	米子北斗中学校	東伯中学校	R5.4.1	琴浦町大字八橋	私立学校等に入学が決定したため
3	新1	鳥取大学附属中学校	赤碕中学校	R5.4.1	琴浦町大字三本杉	私立学校等に入学が決定したため
4	新1	鳥取大学附属中学校	東伯中学校	R5.4.1	琴浦町大字赤碕	私立学校等に入学が決定したため

〈参考〉

琴浦町立小学校及び中学校の校区外就学等に関する認定要綱(平成20年教育委員会訓令第3号)

(認定要件) 第2条

(1) 学年中途等の転居の場合	(2) 新築等により転居予定先区域の学校に就学する場合(転居先住所が確定している場合に限る。)
(3) 小学生の保護者が共に仕事に従事し、児童の下校後、自宅に保護者がいない事情にある者で、預かり先所在地の指定校に就学を希望する場合	(4) 児童生徒の心身の事情、いじめ、不登校等により、指定校へ通学することが困難であり、当該事情に即応した他の学校への就学を希望する場合
(5) 通学の利便性など地理的事情による場合	(6) DV、家庭事情等により、住民票の異動手続きができない場合
(7) 部活動等学校独自の活動による場合	(8) 兄弟姉妹が指定校を変更し、通学している学校への就学を希望する場合
(9) 校区外就学の承認を受けている児童が、当該区域への中学進学を希望する場合	(10) 校区外就学の事由の解消に伴い、指定校が変更となる場合に、周囲の環境又は友人関係を維持するため、今まで通っていた学校に引き続き通学を希望する場合

学校及び保育所等の卒業式・卒園式におけるマスク着用の考え方

- 文部科学省から「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方」が示されたことを踏まえて、本県の対応を以下のとおりとします。

<考え方>

- 卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒及び教職員は、式典全体を通じてマスクを着用せずに出席を基本
- 実施にあたっては、効果的な換気実施、参加者の咳エチケット推奨、手指衛生等必要な感染症対策を講じること

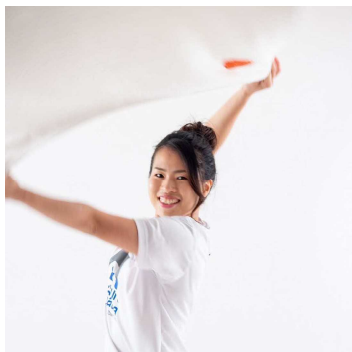
【マスクを外して差し支えない場面】 入退場、式辞・祝辞等、卒業証書授与、送辞・答辞

【マスク着用など一定の感染対策等を講じる】 国歌・校歌等の斉唱、合唱 等

◆学校及び保育所等における対応方針

- 学校教育活動については、ガイドラインの内容に沿って、基本的な感染防止対策（密閉・密集・密接の回避、換気の徹底、手指消毒、適切なマスクの着用等）を徹底しながら実施することが重要
- 卒業式等について、文部科学省通知の内容を踏まえて幼児・児童・生徒及び教職員がマスクを外して式典を実施する場合には、適切な距離の確保や発声を可能な限り控えるなど感染防止対策を十分に徹底すること
- 来賓や保護者等に対してはマスクの着用を求めるとともに、次のような場面など感染防止対策を優先すべきと判断した場合は、マスク着用など一定の感染防止対策を講じた上で実施
 - 幼児・児童・生徒の発声等がある場合（国歌・校歌等の斉唱、合唱）、複数の幼児・児童・生徒による呼びかけ 等
- 基礎疾患がある幼児・児童・生徒や入試等への対応などの事情により、感染不安を抱きマスクの着用を希望する幼児・児童・生徒や、健康上の理由によりマスクを着用できない幼児・児童・生徒もいることから、マスクの着脱を強いることのないようにすること

●地域貢献賞 五塔熱子さん



琴浦町地域おこし協力隊としてイベントの企画・運営をする傍ら、サウナの中で風を送る熱波師（アウフギーマスター）として活躍し、県内外に琴浦町の魅力を発信する。アウフグースの国内大会で優勝を飾り、世界大会フリースタイル部門では3位入賞を果たした。

●スポーツ文化功労賞



琴浦ミニバスケットボールスポーツ少年団

1972年に浦安で結成。町合併で今の名称になる。現在は中学生も加入し、県内大会や中国大会、全国大会にも出場。体力向上と健全育成、あいさつやマナーを守る心を育てることを目的に活動し、地域スポーツ振興に寄与している。



東伯中学校 相撲部 西村和真さん

北海道の福島町総合体育館であった全国中学校体育大会の「第52回全国中学校相撲選手権大会」の個人において優勝の栄に輝いた。東伯中学校相撲部の部長としてチームをまとめるなど、活躍している。

赤碕地区公民館だより



発行：赤碕地区公民館（〒689-2501 鳥取県東伯郡琴浦町赤碕 1547-5）

電話/FAX(0858)55-2149 EX-ル akakou01@town.kotoura.tottori.jp

今後の主な事業紹介

子育て支援事業『乳幼児学級』

2月8日（水）10：00～12：00

場 所：赤碕地区公民館

人 数：先着8組

参加費：500円（昼食代）

毎月1回（第2水曜日）乳幼児学級をしています。

2月は、琴浦町図書館司書さんによる絵本の読み聞かせの予定です。子育て中の方は情報交換もできますよ。



赤碕地区卓球大会

日 時：令和5年2月26日（日）午前8：30～

申込み：令和5年2月10日（金）までに赤碕地区公民館へ

場 所：農業者トレーニングセンター

チーム：*5組チームによる対抗戦（男女各5名 計10名）

①男子ペア ②女子ペア ③男女混合ペア ④女子ペア ⑤男子ペア

*3組チームによる対抗戦（男女各3名 計6名）

①女子ペア ②男子ペア ③男女混合ペア

◎5組チーム・3組チームとも、各自治会の参加チーム数は制限ありません。

◎自治会出身者であれば出場できます。

◎選手は中学生以上で、1人の選手が2つ以上のチームに出ることはできません。

◎ペアは、試合ごとに変更してもよいです。

◎11本3セットマッチとします。

◎5組チーム・3組チームとも、3位まで表彰します。

◎対戦表は、大会当日に抽選で決めます。



公民館祭（住民作品展）に向けて、公民館2階にパネルを設置します

パネル設置：令和5年2月26日（日）午後

パネル撤去：3月5日（日）午後

教養部長様には、パネルの設置か撤去どちらかにご協力をお願いします。

2月26日（日）～3月5日（日）公民館2階は活動には使用できません。

第53回赤碕地区公民館祭（住民作品展）

赤碕地区の皆さまが日ごろから取り組まれている作品を展示します。
多くの皆さまにご覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。



日時：令和5年3月3・4・5日(金・土・日)

※展示は5日(日)12時までで終わります※

場所：赤碕地区公民館 2階 ** 素人演芸会は実施しません **

作品の展示について：各自治会教養部長さん、各サークル代表者さん、出品される個人の方に、展示スペース（展示に必要なパネルの枚数、机の台数）を聞いて調整し、改めてご連絡を差し上げます。

できれば3月1日（水）～2日（木）の間で作品の展示をお願いします。

当番について：公民館祭（住民作品展）の期間中、出品される団体様には、各団体2時間ほど、当番をお願いする予定です。日時については、改めてご連絡を差し上げます。

作品の搬出について：3月5日（日）午後1時～2時の間に作品の搬出をお願いします。

作品搬出後にパネル等の撤去を行いますので、時間厳守でご協力をお願いします。

振り込め詐欺防止教室のご報告

1月24日（火）に、健康教室さんにご協力いただき、「振り込め詐欺」防止教室を行いました。当日は、琴浦大山警察署から6名の警察官の方がお見えになり、「還付金詐欺」の手口についての寸劇を見た後で、注意すべき点などについて説明を受けました。

今後も、繰り返し実施したい催しです。



行事予定の一覧です

※詳しくは、今後の赤碕地区公民館だよりなどでお知らせします。

- ・はた織り教室 （1月～3月） 会場：無盡庵 毎週金曜日 講師：古澤順子さん
5月以降に新年度の教室もスタート予定です。
- ・木目込み人形づくり （11月～） 講師：坂本繁紀さん
- ・子育て支援『乳幼児学級』（2月8日(水)）午前10時～ 会場：赤碕地区公民館
※琴浦町図書館司書さんによる絵本の読み聞かせの予定です。
- ・赤碕地区卓球大会 （令和5年2月26日(日)） 会場：農業者トレーニングセンター
- ・赤碕地区公民館祭(住民作品展) (令和5年3月3・4・5日(金・土・日))会場：赤碕地区公民館
- ・子育て支援『乳幼児学級』（3月8日(水)）午前10時～ 会場：赤碕地区公民館
※ペーパーデコレーション フタバ 岡村真由美先生を講師に迎え、
ペーパーデコレーション教室（仮）の予定です。

いずれの行事も、コロナウィルス感染防止のため、中止・延期の場合があります。

第55回

安田地区公民館のつどい 安田地区作品展

入場
無料

2/24 ● 金 25 ● 土 26 ● 日

会場 旧安田小学校 時間 10時から15時

グループ作品・個人作品・生け花・フラワーアレンジメント
児童作品（船上小学校）・園児作品（ふなのえこども園）
習字・油絵・切り絵など展示します。

ご来場の方に記念品をプレゼント（なくなり次第終了します。）



テイクアウト販売

2/26（日）

すまいるさんによる「焼きそば」

2/26（日）

なでしこさんによる「船上山おこわ」

2/25（土）・26（日）

藪内さんによる

「クッキー」「シフォンケーキ」など

2/24（金）～26（日）
安田むらづくりサポーター
10時から15時

ボードゲーム体験会開催！

2/25（土）
10時から15時

健康麻雀交流会開催！

2/25（土）
10時から12時

大山乳業による骨密度測定

2/26（日）（安田地区公民館にて）
10時から12時

包丁研ぎ教室

詳しくは安田地区公民館
までお問合せください。

TEL 0858-55-1848

◆主催：安田地区公民館 共催：すまいる・なでしこ・安田むらづくりサポーター

おんがくって楽しい♪

小学生向け
未就学児入場OK

ことうら

きっぷコンサート



ヴァイオリンやチェロの楽器体験もできちゃう♪



ゆみこ ゆみの
湯浅いづみ
(ヴァイオリン)



ときもと のぶ
時本野歩
(チェロ)



なかはら みゆき
中原美幸
(ソプラノ)



やました ひなこ
山下緋奈子
(ピアノ)

鳥取県にゆかりのあるプロの弦楽奏者たち「とっとりチェンバーオーケストラ」のメンバーが、ソプラノ歌手とピアニストと一緒に、親子で楽しめる音楽をお届けします。弦楽器にも触れられるチャンス！ぜひ親子でお出かけください♪



とき・ところ

2023年3/26(日) まなびタウンとうはく多目的ホール
〈午前の部〉11:00~12:00 (開場 10:30)
〈午後の部〉14:00~15:00 (開場 13:30)

チケット申し込み

事前のチケット購入(300円)が必要です。未就学児は無料ですがチケットが必要です。

【受付期間】2月1日(水)~3月24日(金)平日9時~17時 : 定員あり(先着順)

当日券は事前のチケット販売状況により取り扱わない場合があります。

問合せ・チケット取扱 琴浦町 社会教育課 まなびタウンとうはく内 (0858)52-1161

小学生向けのコンサートですが、年齢制限はございません。ご家族での参加をお待ちしております。
新型コロナウイルスの感染症の状況により、中止や内容の変更を行うことがあります。
会場における検温で発熱等の症状がある場合、入場をお断りすることがあります。
ご来場にあたってはマスク着用をお願いします。

議案第 3 号

琴浦町公民館条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公民館条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 1 5 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和5琴浦町条例第 号

琴浦町公民館条例の一部を改正する条例

琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 公民館の名称、位置及び事業の主たる対象となる区域(以下「対象区域」という。)は、次表のとおりとする。		
名称	位置	対象区域	名称	位置	対象区域
略			略		
琴浦町立浦安地区公民館	琴浦町大字浦安 123 <u>番地1</u>	大字浦安 下伊勢 上伊勢 逢東 金屋 槻 下 中尾	琴浦町立浦安地区公民館	琴浦町大字浦安 152 <u>番地3</u>	大字浦安 下伊勢 上伊勢 逢東 金屋 槻 下 中尾
略			略		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第4号

琴浦町生涯学習センター駅南駐車場条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町生涯学習センター駅南駐車場条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和5年2月20日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町生涯学習センター駅南駐車場条例の一部を改正する条例

琴浦町生涯学習センター駅南駐車場条例(平成16年琴浦町条例第103号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 自転車等 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、<u>同項第11号の2</u>に規定する自転車及び<u>同項第11号の4</u>に規定する<u>身体障害者用の車</u>をいう。</p> <p>(4)及び(5) 略</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 自転車等 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車、<u>同項第11号</u>に規定する自転車及び<u>同項第11号の3</u>に規定する<u>身体障がい者用の車いす</u>をいう。</p> <p>(4)及び(5) 略</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第5号

琴浦町農業者トレーニングセンター条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和5年2月20日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中清治

令和5年琴浦町条例第 号

琴浦町農業者トレーニングセンター条例の一部を改正する条例

琴浦町農業者トレーニングセンター条例(平成16年琴浦町条例第145号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(休館日)</p> <p>第5条 トレーニングセンターの休館日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>	<p>(休館日)</p> <p>第5条 トレーニングセンターの休館日は、<u>毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときはその翌日)</u>、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱の一部改正について

琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 20 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和5年琴浦町訓令第 号

琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

第1条 琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱(令和2年琴浦町訓令第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第4条関係)			別表(第4条関係)		
1 補助 事業	2 補助 対象者	3 補助対象経費	1 補助 事業	2 補助 対象者	3 補助対象経費
公共 交通 機関 を利 用し た高 等学 校等 への 通学	次の各号 のいずれ にも該当 する高校 生等 (1) 町 内に住 所を有 してい るこ と。 (2) 高 等学校 等への 通学に 当たり 町長が	1月当たりの通学 費(1月を超える 通学定期券にあつ ては、購入金額を 月数で除した 額)。なお、通学 費の算定に当たっ ては、次の各号に 定めるところによ る。 (1) 略 (2) 路線バス利 用に当たって は、倉吉西高等 学校、 <u>倉吉農業 高等学校</u> 、 <u>米子 高等学校</u> 又は米	公共 交通 機関 を利 用し た高 等学 校等 への 通学	次の各号 のいずれ にも該当 する高校 生等 (1) 町 内に住 所を有 してい るこ と。 (2) 高 等学校 等への 通学に 当たり 町長が	1月当たりの通学 費(1月を超える 通学定期券にあつ ては、購入金額を 月数で除した 額)。なお、通学 費の算定に当たっ ては、次の各号に 定めるところによ る。 (1) 略 (2) 路線バス利 用に当たって は、倉吉西高等 学校又は <u>倉吉農 業高等学校</u> への 通学に限り対象

	<p>認める公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用について通学定期券を使用していること。</p> <p>(3) 高等学校等の在籍期間が、補助金の交付の申請を行う日の属する年度において法令又は当該高等学校等が定める修業年限(高</p>	<p><u>子高等工業専門学校</u>への通学に限り対象とする。ただし、町長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 略</p>		<p>認める公共交通機関を利用し、かつ、当該公共交通機関の利用について通学定期券を使用していること。</p> <p>(3) 高等学校等の在籍期間が、補助金の交付の申請を行う日の属する年度において法令又は当該高等学校等が定める修業年限(高</p>	<p>とする。ただし、町長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 略</p>
--	--	--	--	--	---

	<p>等専門学校に あつて は、3 年とす る。以 下この 号にお いて同 じ。)を 超えて いない こと。 ただ し、在 籍期間 が修業 年限を 超える ことに ついて やむを 得ない 理由が あると 町長が 認める とき は、こ の限り でな い。</p>			<p>等専門 学校に あつて は、3 年とす る。以 下この 号にお いて同 じ。)を 超えて いない こと。 ただ し、在 籍期間 が修業 年限を 超える ことに ついて やむを 得ない 理由が あると 町長が 認める とき は、こ の限り でな い。</p>	
--	--	--	--	---	--

第2条 琴浦町高校生等通学費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

様式第1号中「路線バス(倉吉西・農高のみ)」を「路線バス(倉吉西・農高・米子高・米子高専)」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行し、同年4月分の通学費から適用する。

議案第7号

琴浦町就学援助費支給に関する要綱の全部改正について

琴浦町就学援助費支給に関する要綱の全部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和5年2月20日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治

令和5年琴浦町教育委員会訓令第 号

琴浦町就学援助支給に関する要綱の全部を改正する訓令

琴浦町就学援助費支給に関する要綱(平成19年琴浦町教育委員会訓令第1号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うことにより保護者の負担を軽減し、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童生徒 公立小学校又は中学校に在籍する者をいう。
- (2) 入学予定者 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第5条第1項に規定する就学予定者で、町内に住所を有する者をいう。
- (3) 町外居住区域外就学者 町外に住所を有する児童生徒で令第9条の規定により琴浦町が設置する小学校又は中学校に就学する者をいう。

(支給対象者)

第3条 就学援助を受けることができる者は、町内に住所を有する児童生徒及び町外居住区域外就学者又は入学予定者の保護者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 要保護者 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 準要保護者 児童生徒と生計を同一にしている未成年者を除く全ての者又は世帯(世帯分離世帯を含む)が次のいずれかに該当し、前号に規定す

る要保護者に準ずる程度に困窮していると琴浦町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定した者

ア 生活保護法の規定により保護の停止又は廃止とされた者

イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項の規定により市町村民税が非課税とされている者

ウ 地方税法第323条の規定により市町村民税の減免を受けている者

エ 地方税法第72条の62の規定により個人の事業税の減免を受けている者

オ 地方税法第367条の規定により固定資産税の減免

カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条の規定により国民年金の掛金の減免を受けている者

キ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条の規定により保険料の減免又は徴収の猶予を受けている者

ク 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条の規定により児童扶養手当の支給を受けている者

ケ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第2項第7号に規定する生活福祉資金貸付事業による貸付けを受けている者。

コ その属する世帯の収入額が教育委員会が別に定める認定基準額に満たない者

サ 当該年度において、会社の倒産、事業の閉鎖若しくは家庭事情の変動等により所得が著しく減った者で、支給の必要があると教育委員会が認めた者

(就学援助の種類)

第4条 就学援助の種類は、別表に定めるとおりとする。

2 要保護者に対しては、修学旅行費及び医療費に限り支給する。

3 入学予定者の保護者に対しては、新入学児童生徒学用品費に限り支給する。

4 医療費及び学校給食費は、児童生徒が町内の小学校又は中学校に在籍している場合に限り支給する。ただし、当該児童生徒の保護者が他の市町村から

支給を受けることができる場合又は既に支給を受けている場合は、支給しない。

(支給金額)

第5条 前条第1項に掲げる就学援助に係る支給額は、毎年度、教育委員会が定める就学援助支給基準表の額とし、予算の範囲内で支給する。

(支給申請)

第6条 就学援助を受けようとする保護者(以下「申請者」という。)は、毎年度、教育委員会が指定する日までに、就学援助支給申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 年度途中において就学援助を受けようとする保護者は、前項の規定にかかわらず、その都度申請することができる。

3 入学の前年度に新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとする保護者は、教育委員会が指定する日までに、就学援助新入学児童生徒学用品費等入学前支給申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

(認定)

第7条 前条の申請を受けた教育委員会は、その内容を審査し、支給の認否を決定の上、申請者に通知するとともに、認定結果及び支給計画について学校長に通知する。

2 教育委員会は、前項の決定にあたり、必要に応じて学校長、民生委員児童委員又は福祉事務所に意見を求めることができる。

(変更の届出)

第8条 前条第1項の規定により就学援助の支給認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、申請した内容に変更が生じた場合は、遅滞なく教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の届出により就学援助の支給の認定を変更したときは、その旨を保護者及び学校長に通知する。

3 教育委員会は、前項の場合において既に支給した就学援助の全部又は一部を返還させることができる。

(認定の取消し)

第9条 教育委員会は、年度中途において認定者が次の各号のいずれかに該当したときは、認定を取り消す。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
- (2) 援助を必要としなくなり認定者が辞退したとき。
- (3) 児童生徒が死亡したとき。
- (4) 公立小学校又は中学校以外に転出したとき。
- (5) 虚偽の申請により支給を受けていることが判明したとき。
- (6) その他教育委員会が支給の停止を必要と認めたとき。

2 取消日は、事実発生の日とし、その翌月分から支給しない。ただし、校外活動費、修学旅行費、医療費及び学校給食費については、事実発生の日以降から支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条に規定する教育扶助としてこれに相当する支給を受けた場合は、この限りでない。

4 教育委員会は、第1項の場合において既に支給した就学援助の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(支給期間)

第10条 就学援助の支給期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 支給期間の途中で認定を受けた者については、申請日の翌月分から月割りで支給する。ただし、校外活動費、修学旅行費、医療費及び学校給食費については、申請日を支給開始日とする。

3 前項において、教育委員会は、転入者に対し、転入者が転入前の自治体から支給されていた就学援助と重複して支給することはできない。

(支給方法等)

第11条 教育委員会は、教育委員会が作成する認定者に対する支給計画に基づき、学期ごとに就学援助を支給する。ただし、次の各号に掲げる経費については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 校外活動費、生徒会費、PTA会費及び卒業アルバム等購入費 当該認定者が負担すべき経費として学校長から提出された経費内訳に基づき、その都度支給する。
 - (2) 修学旅行費 当該認定者が負担すべき額として学校長から提出された経費内訳に基づき、概算払により学校長が指定する日までに支給し、事業実施後に精算を行う。
 - (3) 学校給食費 琴浦町学校給食センター所長が当該認定者が負担すべき経費として提出した精算書に基づき支給する。
 - (4) 医療費 認定者は学校長を通じて教育委員会が交付した医療券により児童生徒を受診させるものとし、その経費を医療機関の請求に基づき支払う。
- 2 支払方法は別表に定める口座への口座振込みによるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めるときは、別に定める方法により支給することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第4条関係)

項目	内容	振込先
学用品費	通常必要とする学用品の購入費	保護者が指定する口座
通学用品費	児童生徒(第1学年の者を除く。)が、通常必要とする通学用品の購入費	保護者が指定する口座
校外活動費	(1)児童生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料の額(校内での芸術鑑賞に係る経費を含む。) (2)児童生徒が学校行事として宿泊を伴う校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学料の額(学年を通じて1回を限度とする。ただし、修学旅行は除く。)	学校長が指定する口座
修学旅行費	児童生徒が修学旅行に参加するために直接必要な交通費、宿泊料、見学料並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる経費(小学校又は中学校を通じて、それぞれ1回に限る。)	学校長が指定する口座
生徒会費	中学校において、生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費	学校長が指定する口座
PTA 会費	小学校又は中学校において、当該PTA活動に要する経費として一律に負担すべきこととなる経費	学校長が指定する口座
卒業アルバム等購入費	児童生徒が小学校又は中学校を卒業するにあたって、当該小学校又は中学校が通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真等の購入に要する費用で、保護者が負担することとなる経費	学校長が指定する口座
新入学児童生徒学用品費等	入学予定者(入学予定の前年度に就学援助費支給対象として認定された入学予定者に限る。)及び新入学児童生徒(年度当初に就学援助費支給対象として認定された児童生徒に限る。)が入学に当たって通常必要とする学用品及び通学用品の購入費	保護者が指定する口座
医療費	学校保健安全法施行令(昭和33年政令第174号)第8条に定める疾病の治療に要する費用	受診医療機関が指定する口座
学校給食費	学校給食を受けるために必要な経費	琴浦町長が指定する口座

年度 琴浦町就学援助支給申請書

琴浦町教育委員会 様

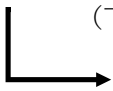
就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

前年度 就学援助	認定・不認定・未申請	申請日	年 月 日		
住所	〒 - ※アパート・マンション名・部屋番号等も記入			行政区	
住宅の形態	持家	借家	借間		
電話番号	※平日の日中連絡が取れる連絡先を記入				
	携帯 ()	—			
	自宅 ()	—			
申請者(保護者)氏名		生年月日	続柄	年度中の職業等	
ふりがな		年 月 日			
児童生徒氏名		生年月日	小中学校名・学年 (年度)		
ふりがな	男・女	年 月 日	琴浦町立	学校 新	年生
ふりがな	男・女	年 月 日	琴浦町立	学校 新	年生
ふりがな	男・女	年 月 日	琴浦町立	学校 新	年生
ふりがな	男・女	年 月 日	琴浦町立	学校 新	年生
家庭状況調査(上記児童生徒・申請者以外の世帯員を記入)					
※同じ住所に住んでいる方全員(別世帯含む)、また生計同一で単身赴任等により別居の世帯員も記入してください。					
氏名	続柄	生年月日	同居	年度中の職業等	
ふりがな		年 月 日	有・無		
ふりがな		年 月 日	有・無		
ふりがな		年 月 日	有・無		
ふりがな		年 月 日	有・無		
ふりがな		年 月 日	有・無		
ふりがな		年 月 日	有・無		

※太枠の中を記入してください

琴浦町就学援助に係る額を指定する口座に振り込みいただきたく依頼します。

※申請書に記入いただいた内容が事実と異なるときは、認定審査によらず援助の対象となりません

就学援助を希望する理由（該当する番号に○印）	添付書類
1. 生活保護を受けている	※添付書類不要
2. 生活保護が廃止になったが、今なお生活が困窮している	※添付書類不要
3. ひとり親等で市町村民税非課税を受けている	※添付書類不要
4. 市町村民税の減免を受けている	※添付書類不要
5. 個人の事業税の減免を受けている	※添付書類不要
6. 固定資産税の減免を受けている	※添付書類不要
7. 国民年金の掛金の減免を受けている	減免決定通知書
8. 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている	※添付書類不要
9. 児童扶養手当の支給を受けている	※添付書類不要
10. 生活福祉資金貸付等による貸付を受けている	貸付決定通知書
11. 上記の1～10に該当しないが、経済的な事情により生活が困窮している	
(下欄に、特別な事情について詳しく記入)	
 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	

※
太
枠
の
中
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い

★同意書（申請者氏名等をご記入ください）

同 意 書

私（申請者）は、琴浦町教育委員会が支給資格確認の際、私及び私と生計を同一にする者の課税情報等を琴浦町教育委員会が調査することに同意します。

年 月 日

申請者（保護者）氏名 _____

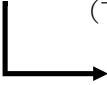
琴浦町就学援助新入学児童生徒学用品費等入学前支給申請書

琴浦町教育委員会 様

就学援助を受けたいので、次のとおり申請します。

申請日		年 月 日		
住所	〒 _____ ※アパート・マンション名・部屋番号等も記入	行政区		
住宅の形態	持家	借家	借間	
電話番号	※平日の日中連絡が取れる連絡先を記入			
	携帯 (_____)	—		
	自宅 (_____)	—		
申請者(保護者)氏名	生年月日	続柄	年度中の職業等	
ふりがな	年 月 日			
児童生徒氏名		生年月日	小中学校名・学年 (年度)	
ふりがな	年 月 日	琴浦町立	学校 新	年生
男・女				
ふりがな	年 月 日	琴浦町立	学校 新	年生
男・女				
ふりがな	年 月 日	琴浦町立	学校 新	年生
男・女				
ふりがな	年 月 日	琴浦町立	学校 新	年生
男・女				
家庭状況調査(上記児童生徒・申請者以外の世帯員を記入)				
※同じ住所に住んでいる方全員(別世帯含む)、また生計同一で単身赴任等により別居の世帯員も記入してください。				
氏名	続柄	生年月日	同居	年度中の職業等
ふりがな		年 月 日	有・無	
ふりがな		年 月 日	有・無	
ふりがな		年 月 日	有・無	
ふりがな		年 月 日	有・無	
ふりがな		年 月 日	有・無	
ふりがな		年 月 日	有・無	
琴浦町就学援助に係る額を指定する口座に振り込みいただきたく依頼します。			<input type="checkbox"/>	

※太枠の中を記入してください

就学援助を希望する理由（該当する番号に○印）	添付書類
1. 生活保護を受けている	※添付書類不要
2. 生活保護が廃止になったが、今なお生活が困窮している	※添付書類不要
3. ひとり親等で市町村民税非課税を受けている	※添付書類不要
4. 市町村民税の減免を受けている	※添付書類不要
5. 個人の事業税の減免を受けている	※添付書類不要
6. 固定資産税の減免を受けている	※添付書類不要
7. 国民年金の掛金の減免を受けている	減免決定通知書
8. 国民健康保険の保険料の減免又は徴収の猶予を受けている	※添付書類不要
9. 児童扶養手当の支給を受けている	※添付書類不要
10. 生活福祉資金貸付等による貸付を受けている	貸付決定通知書
11. 上記の1～10に該当しないが、経済的な事情により生活が困窮している	
（下欄に、特別な事情について詳しく記入）	
<div style="border-left: 2px solid black; border-bottom: 2px solid black; padding-left: 10px; height: 150px;">  </div>	

※
太
枠
の
中
を
記
入
し
て
く
だ
さ
い

★同意書（申請者氏名等をご記入ください）

同 意 書	
<p>私（申請者）は、琴浦町教育委員会が支給資格確認の際、私及び私と生計を同一にする者の課税情報等を琴浦町教育委員会が調査することに同意します。</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>申請者（保護者）氏名 _____</p>	

議案第8号

琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について

別紙のとおり、琴浦町カウベル調理加工等施設の指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第19項及び第29条の規定により、本委員会の意見を求める。

令和5年 2月20日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

琴浦町カウベル調理加工等施設に係る指定管理者の指定について

次のとおり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

1 公の施設の名称 琴浦町カウベル調理加工等施設

2 指定管理者

(1) 住所 鳥取県倉吉市越殿町1409番地

(2) 団体名 鳥取中央農業協同組合

(3) 代表者 代表理事組合長 栗原隆政

3 指定の期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

議案第9号

令和5年度琴浦町就学援助支給基準について

令和5年度琴浦町就学援助支給基準を別紙のとおり定めることについて、琴浦町就学援助費支給に関する要綱（平成19年教育委員会訓令第1号）第4条第1項の規定により、本委員会の議決を求める。

令和5年2月20日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田中 清治

令和5年度就学援助支給基準額表

1 学用品費、通学用品費 (単位:円)

学 校 種 別	学年	学用品費・ 通学用品費	交付額			学用品費 通常必要とする学用品の購入費(実 験、実習教材含む) 通学用品費 (通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽 子等) *小中1年生は新入学児童生徒学用品 等に対応するため支給しない
			1回目	2回目	3回目	
小学校	1年	11,630	3,870	3,880	3,880	
	2～6年	13,900	4,630	4,630	4,640	
中学校	1年	22,730	7,570	7,580	7,580	
	2～3年	25,000	8,330	8,330	8,340	

2 校外活動費(泊を伴うもの)

小 学 校	実費(交通費、見学科のみ) 限度額3,690円	学校行事として行われるものに限り、年間1回限度額の範囲内で支給。宿泊費は除く。
中 学 校	実費(交通費、見学科のみ) 限度額6,210円	

3 校外活動費(泊を伴わないもの)

小 学 校	実費(交通費、見学科のみ) 限度額 1,600円	学校行事として行われるものに限る。芸術鑑賞は学校内で行われるものも含む。
中 学 校	実費(交通費、見学科のみ) 限度額 2,310円	

4 修学旅行費

小 学 校	実 費	交通費、宿泊費、見学科、保護者が均一に負担すべきこととなる経費
中 学 校	実 費	

5 生徒会費(新規)

中 学 校	実 費	中学校において、生徒会費として一律に負担すべきこととなる経費
-------	-----	--------------------------------

6 PTA会費(新規)

小 学 校	実 費	当該PTA活動に要する経費として一律に負担すべきこととなる経費
中 学 校	実 費	

7 卒業アルバム等購入費(新規)

小 学 校	実 費	児童生徒が小学校又は中学校を卒業するにあたって、当該小学校又は中学校が通常製作する卒業アルバム及び卒業記念写真等の購入に要する費用で、保護者が負担することとなる経費
中 学 校	実 費	

8 新入学児童生徒学用品費等

小 学 校	54,060	入学前または1学期に支給	新入学児童が必要とする学用品・通学用品(ランドセル、カバン、通学用服・靴、雨傘、上履き、帽子等)
中 学 校	63,000		

9 学校給食費

小 学 校	実費(実食数×1食あたり単価)	琴浦町会計に納入 年度末に精算、一括納入
中 学 校	実費(実食数×1食あたり単価)	

10 医 療 費

小 学 校	個人負担分全額 (現物)	教育委員会が発行した医療券のうち、医療機関から請求があったものについて支払う。 ※医療券は事前申請 ※学校保健安全法施行令第8条に定められた疾病
中 学 校	個人負担分全額 (現物)	

要保護及び準要保護児童生徒認定基準

就学援助とは、経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費等の一部を援助する制度である。

以下、認定基準

(1)要保護 現に保護を受けている者
児童・生徒 生活保護法第6条第2項に基づく要保護者であって教育扶助(単給又は併給)を受けている者

(2)準要保護 児童・生徒

- (ア)生活保護法に基づく保護の停止または廃止
- (イ)地方税法295条第1項に基づく市町村民税の非課税
- (ウ)地方税法323条に基づく市町村民税の減免
- (エ)地方税法72条の62に基づく個人の事業税の減免
- (オ)地方税法367条に基づく固定資産税の減免
- (カ)国民年金法第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免
- (キ)国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免または徴収の猶予
- (ク)児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給
- (ケ)生活福祉資金等貸付による貸付け
- (コ)その属する世帯の収入額が教育委員会が別に定める認定基準額に満たない者
- (サ)当該年度において、会社の倒産や事業の閉鎖若しくは、家庭事情の変動等により所得が著しく減った者で、支給の必要があると教育委員会が認めた者

(コ)に該当する者に関する判断基準

認定においては、以下の保護基準額を参考とする。

認定に係る積算は、申請のあった世帯に属する個々の世帯員に対し、国が示す特別支援就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額を使用する。

国が示す需要額測定による収入額が需要額の1.3倍未満の額である場合に支給認定とする。

ただし、総所得金額が認定基準を超えても、家族の病気や失業など家庭の経済状況の急激な変化などにより就学が困難な場合は、一定の範囲で事情を考慮する。

支給申請期限について

琴浦町就学援助費支給に関する要綱第6条に定める教育委員会が指定する日は令和5年4月14日(金)までとし、指定する日以前に申請を行った者は要綱第10条に規定する支給期間とする。

議案第10号

令和4年度（3月定例議会）補正予算要求について

令和4年度教育費補正予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和5年2月20日 提出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和 4 年度 事業説明書

1 基本情報

一般会計

事業番号	1515	事業名	学校保健特別対策事業		事業区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 継続			
担当課	教育総務課		担当係						
予算区分	款	9	教育費	項	1	教育総務費	目	2	事務局費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
9号補正 3月定例	980	6,300	3,150	0	0	0	3,150	学校保健特別対策補助金 3,150千円
補正後		7,280	3,640				3,640	

3 事業の概要

補正の概要	新型コロナウイルス感染症対策（換気対策整備分、感染者等発生対応分）に必要な消耗品を購入する。1校あたり90万円を上限として学校ごとに必要な消耗品の購入に充てるもの。			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	消耗品費	7校×900,000円 (例)サーキュレーター、CO2モニター、消毒液、ペーパータオル等	6,300	国1/2 町1/2
	合計		6,300	
これまでの取組状況や改善点等	R2年度	学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業	1校あたり100万円（備品、消耗品購入）	
	R3年度	感染症対策等の学校教育活動継続支援事業	1校あたり80万円（サーモカメラ）	
	R4年度	学校等における感染症対策等支援事業	1校あたり104万円（備品、消耗品）	

令和 4 年度 事業説明書

1 基本情報


一般会計

事業番号	325	事業名	生涯学習センター管理費			事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続	
担当課	社会教育課		担当係	生涯学習係				
予算区分	款	9	教育費	項	4	社会教育費	目	5
								生涯学習センター運営費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回補正額	財源内訳					備考
			国庫支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
9号補正 3月定例	39,927	△ 3,745					△ 3,745	
補正後		36,182	395		3,062		32,725	

3 事業の概要

補正の概要	浦安駅自由通路の町道認定に伴い、維持管理の主管課が建設住宅課に変更となり社会資本整備総合交付金事業において令和5年度町道橋の点検を実施することとなり、本事業の浦安駅自由通路点検委託料を減額			
補正の内容	 (単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	委託料	浦安駅自由通路の町道認定に伴い、維持管理の主管課が建設住宅課に変更となり社会資本整備総合交付金事業において令和5年度町道橋の点検を実施することとなり、本事業の浦安駅自由通路点検委託料を減額して対応するもの	△ 3,745	単町
	合計		△ 3,745	
これまでの取組状況や改善点等				

令和 4 年度 事業説明書

一般会計

1 基本情報

事業番号	1483	事業名	スポーツ・運動推進事業		事業区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 継続			
担当課	社会教育課		担当係	社会体育係					
予算区分	款	9	教育費	項	5	保健体育費	目	2	体育振興費

2 補正後の事業費等

項目	補正前	今回 補正額	財源内訳					備考
			国庫 支出金	県支出金	その他	起債	一般財源	
9号補正 3月定例	11,073	△ 270					△ 270	
補正後		10,803			7,841		2,962	

3 事業の概要

補正の概要	スポーツ教室交流会、コロナ感染拡大により未実施による減額			
補正の内容	(単位：千円)			
	細事業等	内容	補正額	財源内訳
	補助金	スポーツ教室交流会補助金の減額 コロナ感染拡大により実行委員会による事業が未実施となったため減額するもの	△ 270	単町
これまでの 取組状況や 改善点等				

議案第 1 1 号

令和 5 年度当初予算要求について

令和 5 年度教育費当初予算を要求することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定に基づき、本委員会の意見を求める。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

安心・安全な環境で特色ある学びを推進します

令和5年度 教育総務課

安心して学ぶことができる環境づくり

学校施設設備の整備

- ・空調設備の更新（職員室、保健室、図書室等）
- ・校舎等の維持管理（遊具修繕等）
- ・時代に適応した学校環境のあり方検討

防災・防犯対策の充実

- ・赤碕中学校防火設備の改修
- ・防犯カメラの設置（赤碕中学校、八橋小学校）

きめ細かな支援体制

- ・外国人児童生徒等に係る日本語指導と学習支援
- ・一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育等
- ・不登校児童生徒の居場所づくり
- ・子育て、福祉部門や外部機関との連携

経済的支援の拡充

- ・就学援助費の拡充
- ・学校給食費への助成拡大

特色ある学びの推進

ICT活用教育の推進

- ・民間企業との連携による教職員の授業力向上
- ・周辺機器、デジタル教材等の整備
- ・町内でのICT活用教育事例共有
- ・ICT支援員等による校内研修の促進

学校図書館の活用推進

- ・読書に興味を持たせる取り組み
- ・図書を活用した授業の展開
- ・居場所としての図書館

地域とともにある学校づくり

- ・地域資源を活用した学習の推進
- ・中学校部活動への地域の協力推進
- ・学校の特徴を活かし伸ばす取り組み

少人数学級の実現

- ・国基準を上回る学級編成
- ・必要な学習支援員の配置

小中学校空調設備更新計画

R5更新
 R6更新

	職員室	校長室	保健室	図書室	旧コンピューター教室	パントリー	その他	事務室	その他2	その他3
浦安小	平成11年設置 冷暖房2台 1台は使用不能。	平成11年設置 冷暖房1台	平成11年設置 冷暖房1台	平成11年設置 冷暖房2台	平成11年設置 故障中	無	ふれあいルーム (特別校舎3階) エアコンなし (95)			
聖郷小	平成8年設置 冷房専用2台	平成8年設置 冷房専用1台	平成8年設置 冷房専用1台	1台はR1更新 残り2台(冷房専用)の うち1台は故障。	平成8年設置 冷房専用2台 (108)	無				
赤碕小	平成15年設置 冷暖房2台	平成15年設置 冷暖房1台 ※調子悪い	令和元年設置 冷暖房1台	平成11年 冷房専用2台	令和元年設置	必要なし				
船上小	平成15年設置 冷暖房2台	平成15年設置 冷房専用1台	平成14年設置 冷房専用1台	平成14年設置 冷暖房2台	平成15年設置 冷房専用1台	設置済み	会議室 平成15年設置 故障中	【3階特別支援学級】 教室拡張のため (56)		
八橋小	令和元年設置 冷暖房2台	平成15年設置 冷暖房1台 ※調子悪い	平成15年設置 冷暖房1台	令和4年更新	児童クラブ	無	多目的1 平成15年設置 故障中			
東伯中	平成12年設置 冷暖房4台中1台が故障	平成12年設置 冷暖房1台	平成12年設置 冷暖房2台	令和元年設置	平成12年設置 冷暖房4台 (131)	無	小会議室 平成12年設置 故障中	平成12年設置 冷暖房1台	技術室 (特別棟) エアコンなし	生徒会活動室 (教室棟3階) エアコンなし
赤碕中	平成15年設置 冷暖房2台	平成15年設置 冷暖房1台	平成15年設置 冷暖房1台	令和元年設置 冷暖房4台	平成15年設置 冷暖房4台	設置済み	多目的2 平成15年設置 冷暖房4台 (108)	平成15年設置 冷暖房1台		

R5学校給食費単価見直しについて

▼食材購入にかかる経費（1食あたり）

(単位：円)

	R4単価	R4実績*1	R5単価*2	増額
小学校	296	308.76	314	+18
中学校	337	353.58	358	+21

*1 R4は物価高騰対策として追加予算を計上して運営してきたことから
R4年4月～11月分の食材購入費をもとに単価を算出したもの。

*2 R4実績額に牛乳単価上昇額（5円）を追加した。
（R4.12から2.08円値上げ、次年度もさらに同率程度の値上げを予定）

▼年間予算額 **90,670**千円

	児童生徒	その他	計	単価	食数	金額
小学校	812	148	960	314	185	55,766,400
中学校	455	72	527	358	185	34,903,210
計	1,267	220	1,487	—	—	90,669,610

児童生徒、教職員等合わせて約1,500人分を提供
年間185食を見込み、必要経費を算出

*特別献立に係る経費は含んでいない

▼一人あたり負担額（年間）

(単位：円)

	R5	R4	比較
小学生	58,090	52,725	5,365
中学生	66,230	60,310	5,920

R4は1人当たり2,035円（@11円×185食）を町が負担

▼保護者負担額の軽減額 **7,050**千円

(R4比：4,772千円増)

保護者負担額単価を据え置きとし差額を町負担とする

保護者負担単価 小学生：285円

中学生：326円

児童生徒以外の喫食については実費負担

— 47 —

少人数学級の実現

一人ひとりに対応したきめ細かな指導や教育的ニーズ・理解度に応じた指導、ICT活用による個別最適な学びや多様な学習活動などへの対応を進める

国標準

40人（1年生は35人）以下/学級



公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律（令和3年3月改正）

35人以下/学級を年次的に実施（～R7）

R3	R4	R5	R6	R7
2年生	3年生	4年生	5年生	6年生

中学校は40人以下/学級

鳥取県基準

小学校30人以下/学級を年次的に実施（～R7）

小1・2、中1：県費で対応
その他の学年：国基準を上回る編成に関しては町費負担（200万円/年）

令和5年度学級編成の見込み（特別支援学級を除く）

令和5年2月現在

小学校		1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学校	1年	2年	3年	
国基準（人/学級）		35					40			40		
県基準（人/学級）		30					35			33	35	
負担金		-		200万円/学級						-	200万円/学級	
浦安小学校	人数	32	31	36	28	35	29	東伯中学校	66	92	66	
	学級数	2	2	2	1	1	1		2	3	2	
聖郷小学校	人数	13	13	20	12	23	22	赤碕中学校	57	57	58	
	学級数	1	1	1	1	1	1		2	2	2	
八橋小学校	人数	23	19	29	27	24	25					
	学級数	1	1	1	1	1	1					
赤碕小学校	人数	17	30	33	34	31	27					
	学級数	1	2	2	1	1	2					
船上小学校	人数	17	16	19	13	16	23					
	学級数	1	1	1	- 48 -		1					

～学びあい・高めあい「幸せ」感じるまちづくり～

R5年度 社会教育課

1.生涯にわたる学びの推進

○生涯学習の推進

- ・教養講座等の拡充による生涯学習機会の提供
- ・生涯学習センターの環境整備と活用促進
(ミーティングチェアの更新、空調改修工事詳細設計【新規】)

○自立した学習を支援する図書館サービスの充実

- ・第3次子どもの読書計画の策定【新規】
- ・出前図書館や小中学校図書館との連携による読書活動の推進
- ・レファレンスサービスの充実

2.人口減少時代の地域づくり

○まちづくりセンター（仮）に向けた取組と公民館活動の充実

公民館での社会教育活動を基盤としながら、地域住民の参画による、地域の賑わいづくりや地域課題の解決といった活動の幅を広げた新たな地域活動の仕組みづくりを推進

○地域社会のDX化への取組【新規】

住民の情報リテラシーの向上とデジタルデバイド解消に向け、スマホサポーター育成のための研修を実施

3.豊かな情操を育む文化芸術の振興

○文化芸術団体への支援

団体の発表機会や町民の芸術に触れる機会の提供など、afterコロナに向けた活動支援を図る

○文化振興財団連携事業【拡充】

文化振興財団とパートナー協定を結び、町内での文化芸術鑑賞の機会を拡充（音楽の魅力発見事業）

4.文化財の保存と活用

○国特別史跡斎尾廃寺跡追加指定・公有地化

R2に国追加指定となった指定地の買い上げ及び未指定地の追加指定

○国特別史跡斎尾廃寺跡発掘調査

史跡の現況確認と今後の史跡整備に向けた発掘調査の継続

5.心身の健康増進を図るスポーツ・レクリエーションの振興

- ・2024ねんりんピック鳥取大会（ソフトボール会場）開催に向けた準備【新規】
- ・部活動の地域移行に向けた関係者との連携・協議と環境整備の検討【新規】
- ・スポーツ推進員と連携し、障がい者スポーツ（ボッチャ）の普及【新規】
- ・町民の健康づくりや運動の拠点である東伯総合公園や赤碓総合運動公園等の維持管理と環境整備
- ・若年層や働き盛り世代の体力づくり（スポーツ少年団、スポーツ教室、トレーニングルーム等）の推進

一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり

人権施策基本方針に基づいた事業展開

■ 人権施策基本計画・実施計画に基づいた分野別施策の推進と検証 17項目

■ 人権まなびの講座 10講座

■ 人権フェスティバルの開催

【講演会】

世界のひきこもり当事者と交流した経験と自らの体験から語る、ひきこもりへの理解促進とこれからの町づくりを提案

【パラスポーツ体験】

障がいがある人もない人も、誰でも参加できる

【遊び企画】

親子で参加し学べる遊びを企画

町民と町との協働を推進

■ 人権・同和教育推進協議会の活動の推進
・多くの会員が参加できる研修費用の充実

■ 地区組織との連携

・地区まちづくり協議会や人権施策を推進する協議会と連携しながら、町民と町が共に人権尊重社会の実現に向けて取り組む

議案第 12 号

琴浦町林原育英奨学基金条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町林原育英奨学基金条例の一部を改正することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 20 日 提 出

琴浦町教育委員会教育長 田 中 清 治

令和5琴浦町条例第 号

琴浦町林原育英奨学基金条例の一部を改正する条例

琴浦町林原育英奨学基金条例(平成17年琴浦町条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<u>第2条</u> 削除	<u>(基金の額)</u> <u>第2条</u> <u>基金の額は1,100万円以内とする。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。